

東京都パートナーシップ宣誓制度の活用を進めます

- 第18号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例
- 第19号議案 品川区立大井林町高齢者住宅条例の一部を改正する条例
- 第21号議案 品川区営住宅条例の一部を改正する条例
- 第22号議案 品川区立区民住宅条例の一部を改正する条例
- 第24号議案 品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的に、「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始されました。品川区においても、この「東京都パートナーシップ宣誓制度」を活用し、令和5年4月1日からパートナーシップ関係の相手方と同居している方や同居しようとする方を、下記対象住宅の使用者の資格要件等に追加します。

対象住宅 区立高齢者住宅（借上型・建設型）、区立大井林町高齢者住宅、区営住宅、区民住宅、区立従前居住者用住宅

委員会での質問

※第21・22・24号議案についての質問です

Q 改正内容の周知について

A 区民住宅および区営住宅の居住者に対しては、定期的に発行している居住者へのお知らせで周知を図り、それ以外の方には、入居者募集の際の募集要項や区のホームページを活用し周知を行う

しながわ区民公園に「こどもサッカー場」を整備します

第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例

しながわ区民公園に「こどもサッカー場」を新たに整備し、使用料を定めます。

(1) 施設の概要

こどもサッカー場 1面（60m×40m、ナイター設備なし、人工芝）
※大人のミニサッカー、フットサル（2面分）としても利用可能

(2) 使用料金（2時間／枠）

	小学生以下	中学生以上	備考
区内チーム	500円	1,500円	軟式こども野球場と同様の設定
区外チーム	1,000円	3,000円	



(3) スケジュール（予定）

令和5年8月1日 こどもサッカー場 運用開始予定
（しながわ区民公園北側ゾーン改修工事は令和5年12月完了予定）

社会福祉基金の増額および高齢者福祉基金の設置を行います

第17号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

「福祉の進展のために役立てていただきたい」と寄贈を受けた寄附金について、下記のとおり基金形成を図ります。

(1) 増額する基金

〔基金の名称〕 社会福祉基金
〔改正前の額〕 3,000万円
〔改正後の額〕 1億808万5,788円
（7,808万5,788円増額）
〔目的〕 福祉の進展のため

(2) 設置する基金

〔基金の名称〕 高齢者福祉基金
〔基金の額〕 300万円
〔目的〕 高齢者福祉の進展のため

品川区のこのようなことが決まりました

会期36日間：令和5年2月21日～3月28日

今回審議した議案等は
区長提出議案 …… 30件 請願・陳情 …… 29件
計59件

※上記のうち、主な議案を以下のとおりご紹介します。

第2子の保育料を区独自で無償化します

- 第13号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

認可保育園、認定こども園、地域型保育事業に在園している0～2歳児クラスの第2子の月額保育料を都に先駆けて4月から無償とします。

	第2子		第3子以降	
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上
国の制度	保育料 半額	(制度対象外)	保育料 無償	保育料 半額
都の制度 (現状の区の制度)	保育料 半額		保育料 無償	
区の制度 (令和5年4月以降)	保育料 無償			

委員会での質問

Q 区の財政負担について

A 第2子の保育料は現行半額の保護者負担となっているが(※)、無償化により保護者負担の年額4億6,800万円の歳入が無くなり、当該額を歳出の運営費に充当できないため、一般財源で手当てすることとなる。なお、10月以降分に係る歳入減については、東京都からの補助が見込まれるところである

※令和5年2月27日時点